

暴力団排除に関する特約

（趣旨）

1 発注者（委託者及び賃借人を含む。以下同じ。）及び受注者（受託者及び賃貸人を含む。以下同じ。）は、本件契約（以下「この契約」という。）を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

（契約からの暴力団等の排除）

2 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（役員等に関する情報提供）

3 発注者は、受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

4 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

5 発注者は、受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（警察署長から得た情報の利用）

6 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）に提供することができる。

（発注者の解除権）

7 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市物件買入契約約款、尼崎市業務委託契約約款その他の尼崎市の契約書（発注者の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（解除に伴う措置）

8 前項の規定による解除に伴い、受注者その他関係者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

9 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

（誓約書の提出）

10 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 受注者が前号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(3) 発注者が、受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

(4) 発注者が、受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。

(5) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することに承諾すること。

(6) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

（受注者からの協力要請）

11 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。